

## 「ドイツ-オランダ語圏諸国の低出生率と家族政策」

原 俊彦

## Fertility Trend and Family Policies

## In Germany, Austria, Switzerland and the Netherlands

Toshihiko HARA

According to the analysis, Germany, Austria, Switzerland and the Netherlands have common denominators in historical view of fertility development, i.e. a decline in the 1930's (partly because of economic recession), a short rise in the early 1940's, a little delayed baby boom in the mid-1950's and -1960's, an abrupt decline and long-term stagnation at below replacement level in 1970's (partly except for former East Germany under socialist regime) to present.

In addition, their important characteristics are the relatively low proportion of consensual unions and extra-marital births. The cohabitations and the out of wedlock births in these countries have still only premarital character, and the traditional bonding between marriage and childbirth remains stable. The dominant value orientation that little children under 3 years old should be cared at home by (married) mother didn't change. These social norms on marriage, childbirth and childrearing restrain the recuperation of fertility, in contrast to Nordic and Anglo-Saxon countries. In this aspect, one can see some similarities with Japan.

Regarding socio-economic factors, there are several common denominators with Japan. While the rise of higher educated women and the increase of female labor participation continue, the relatively large part time job proportion in working mothers and the stable income gap by gender are still predominant. However, the direct impacts of these factors on the fertility trend could not be attested in time series macro data. It seems more natural to interpret, that the strong bonding between marriage, births and childrearing would affect the female working style and labor circumstances in these societies.

Even though the family policies in these countries vary in many aspects, their basic concepts show the certain similarity in concern with strong bonding of marriage, childbirth and childrearing. Nevertheless, the early childhood education and care are organized not adequately for working mothers and the parental leaves system are designed in principal to promote the child rearing by mothers at home. Thus, the take up rate of parental leaves in males remains at extremely low level in spite of promotion campaigns. In context to the policy implications for Japan, it is a difficult question, if one can change these social norms on marriage, childbirth

and childrearing. The family policy in each country itself reflects strongly the cultural and social norm in each society and it shows a high consistency with them. It is not expected that the former would change the latter.

Nevertheless, the quantum index calculated in this report shows 1.8 in the Netherlands, 1.7 in Switzerland, 1.5 in Germany and 1.6 in Austria in 1996. Therefore, it is very possible that the TFRs of these countries will recover these levels, if not the replacement level, with diminishing tempo effect.

本稿ではドイツ(旧西ドイツ地域, 旧東ドイツ地域), オーストリア, スイス, オランダの4カ国の出生率の動向, 近接要因, 社会経済要因, 家族政策の比較・分析を行った。

その結果, これらの地域の出生動向には, 戦前の経済不況期での低下, 戦後のやや遅れて始まったベビーブーム, 1962年・66年からの急減, 1975年以降の長期低迷(社会主義政権下の旧東ドイツ地域を除く)など明らかな共通性があること, 各国とも1975年以降の晩婚・晩産化によるタイミング効果が, 合計特殊出生率の低下を, 実際の生涯出生力の低下より大きくしていることがわかった。また北欧などと比べ同棲率や婚外出生率が低く, 結婚一子育て規範が強いこと, 女子の高学歴化, 就業率の上昇が続く一方, 高学歴ほど結婚年齢が高く, 有配偶や有子の場合に就業率が低くパートタイム就業の割合が大きいこと, 男女の賃金格差が固定的であることなど, 日本と共通する点もみられた。各国の家族政策は多様であるが, 幼稚園の保育園化が進むものの0-3歳児の家庭外保育の整備は遅れており, 育児休業制度も子供が小さい間, 母親が育児に専念できるようにすることを前提としているなど共通する特徴があることがわかった。

この地域の事例をみる限り, 家族政策が出生率に短期的なタイミング効果を与えることはありうるが, その効果の持続は難しく, さらに旧東ドイツ地域のように何らかの事情で政策遂行が困難になった場合には大きな反動が起きる可能性があることが明らかとなった。

## I. はじめに

ドイツ(旧西ドイツ地域, 旧東ドイツ地域), オーストリア, スイス, オランダの4カ国は, いずれも西ヨーロッパに位置し, 言語的・歴史的・文化的にも緊密な関係を有する地域である。また各国の出生率も1962年から1975年頃にかけて急減し, 以降, 現在に至るまで低水準で推移しており, 変動パターンに高い類似性がみられることが知られている。本稿では, これらの国々の出生率の動向, 近接要因, 社会経済要因, 家族政策を分析・比較し, 出生力変動の背景や家族政策の影響, わが国の少子化対策への含意を考察する<sup>1)</sup>。

## II. 出生率の動向

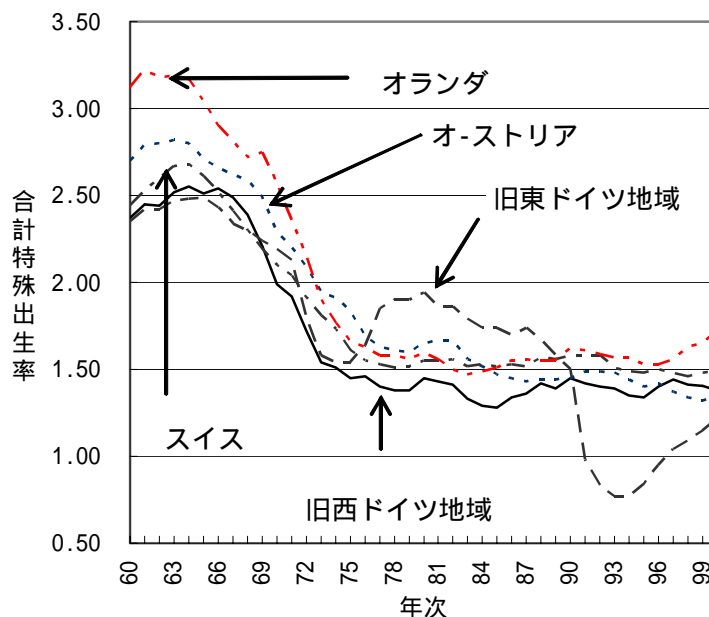
### 1. 歴史的動向

各国とも19世紀末から長期の出生減退が始まっており, いずれも合計特殊出生率(以下TFRと略記)は4.5前後の高い水準から1930年代には再生産レベルを切る1.5-1.8ま

で低下（オランダは2.5とやや高い）、すでに、この時期までに結婚により出生力をコントロールする社会から、配偶者内の出生抑制と家族計画により子供数が決定される社会へと移行したといわれている。その後、ドイツ、オ・ストリアではナチス政権下で強権的な出生政策が実施され、一時的にTFRが上昇したとされているが、オランダ、スイスでも大戦直前に出生力の回復傾向が観察されている。

第二次大戦後は非常に短いが急激なTFRの上昇があり（ドイツはない）、それが沈静した後、1950年代後半から1960年代初頭にかけてベビーブームが起きている。

図1 合計特殊出生率 1960年-2000年



資料：Council of Europe

## 2. 1960年以降の合計特殊出生率の推移

1960年以降のTFR<sup>2)</sup>は、オランダ3.22(1961年)、オ・ストリア2.82(1963年)、旧西ドイツ地域2.55(1964年)、スイス2.68(1964年)、旧東ドイツ地域2.49(1965年)で、それぞれ戦後のピークを迎え、その後一転して1975年頃まで急速に低下、以降多少の変動はあるものの概ね1.50前後の低水準で推移している。例外は旧東ドイツ地域で、1976年以降、家族政策の影響からTFRが上昇、1980年には1.94まで回復し、1989年頃まで比較的高い水準を保ったが、ベルリンの壁崩壊後、1993年の0.77まで急落した。2000年現在は、旧西ドイツ地域が1.38、旧東ドイツ地域1.22、オ・ストリア1.34、スイス1.50、オランダ1.72となっており、旧東ドイツ地域が徐々に旧西ドイツ地域の水準に接近するとともに、1997年以降オランダで上昇の兆しがみられる(図1)。

## 3. コーホートの完結出生率の推移

1930年出生以降のコーホートの完結出生率(以下CTFRと略記)は、オランダ2.67(1930年出生)、東西両ドイツ地域2.22(1932年出生)、スイス2.20(1933年出生)、オ・ストリア2.45(1934年出生)をピークに減少に転じ、両ドイツ地域が1940年出生、スイスが1942年出生、オ・ストリアが1943年出生、オランダが1946年出生から2を割り、近年の1965年出生コーホートでは、旧西ドイツ地域が1.48と最も低く、次いで旧東ドイツ地域1.57、オ・ストリア1.61、スイス1.65、オランダ1.76と、低下傾向が続いている。

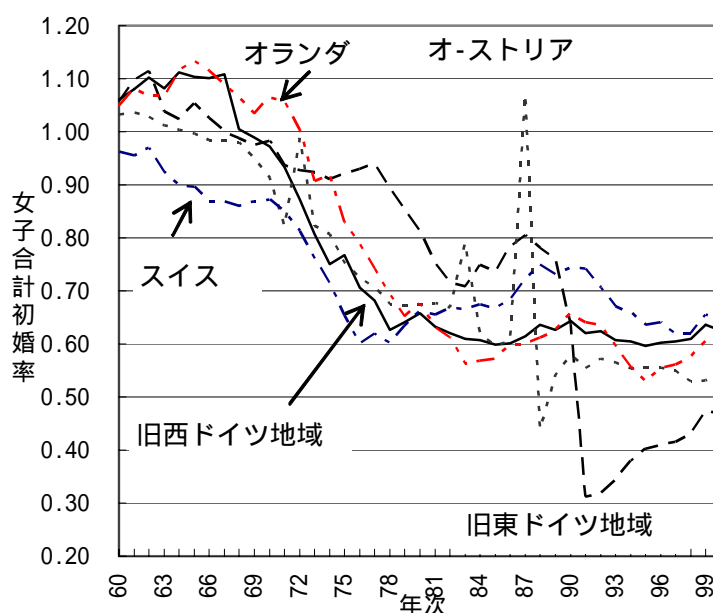
### III. 出生率の近接要因

#### 1. 結婚・出産のタイミング

女子の合計初婚率は、スイスを除き 1965-72 年頃まで概ね 1 以上という皆婚水準を保っていたが、1970 年代に入り急速に低下し 1980 年代以降は 0.6 前後の低い水準になっている。例外は旧東ドイツ地域で、1975 年からやや上昇し 1978 年から 1983 年まで再び低下、また 1988 年まで上昇し、ベルリンの壁崩壊前後から急落する複雑な動きを示しており、家族政策や社会体制崩壊の影響がみられる。またオーストリアでも、婚姻補助制度の改変から 1972 年、1983 年、1987 年に急激な変動がみられる（図 2）。女子の平均初婚年齢は、1960 年の、旧西ドイツ地域 23.7 歳、旧東ドイツ地域 22.6 歳、オーストリア 24.0 歳、スイス 24.9 歳、オランダ 24.2 歳から急速に低下、スイス 24.1 歳（1971 年）、オランダ 22.6 歳（1973 年）、オーストリア 22.7 歳（1974 年）、旧西ドイツ地域 22.5 歳（1975 年）、旧東ドイツ地域 21.7 歳（1978 年）で底を打ち、以降上昇に転じ、現在まで晩婚化が進んでいる。比較可能な 1997 年の女子の平均初婚年齢では、旧西ドイツ地域 26.8 歳、旧東ドイツ地域 26.0 歳、オーストリア 26.5 歳、スイス 27.5 歳、オランダ 27.4 歳となっている（図 3）。

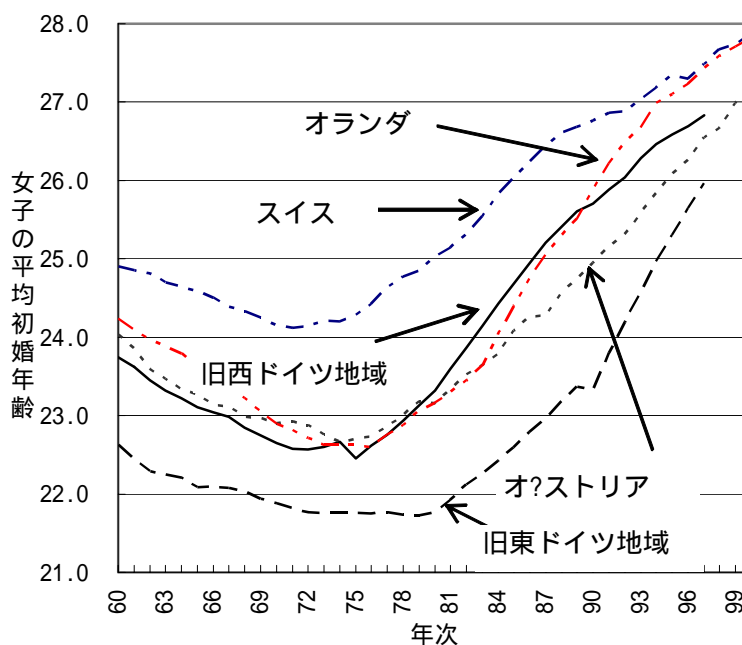
このような晩婚化傾向を反映し、平均出生年齢も 1960 年から 1974 年-75 年あたりまで低下、その後、上昇に転じている。また第 1 子の平均出生年齢は、これよりわずかに早く

図 2 女子の合計初婚率 1960年-2000年



資料：Council of Europe

図 3 女子の平均初婚年齢 1960年-2000年



資料：Council of Europe

1970年－1971年頃から上昇に転じている。1999年の平均出生年齢（括弧内は第1子平均出生年齢）は、旧西ドイツ地域 28.9歳（28.0歳）、旧東ドイツ地域 27.5歳（27.6歳）、オ・ストリア 28.1歳（26.3歳）、スイス 29.7歳（28.5歳）、オランダ 30.3歳（28.7歳）で、初婚年齢同様、いずれも旧東ドイツ地域とオ・ストリアが低く、オランダ、スイスが低いという地域差がみられる（図4）。

## 2. 離婚・同棲・婚外出生割合

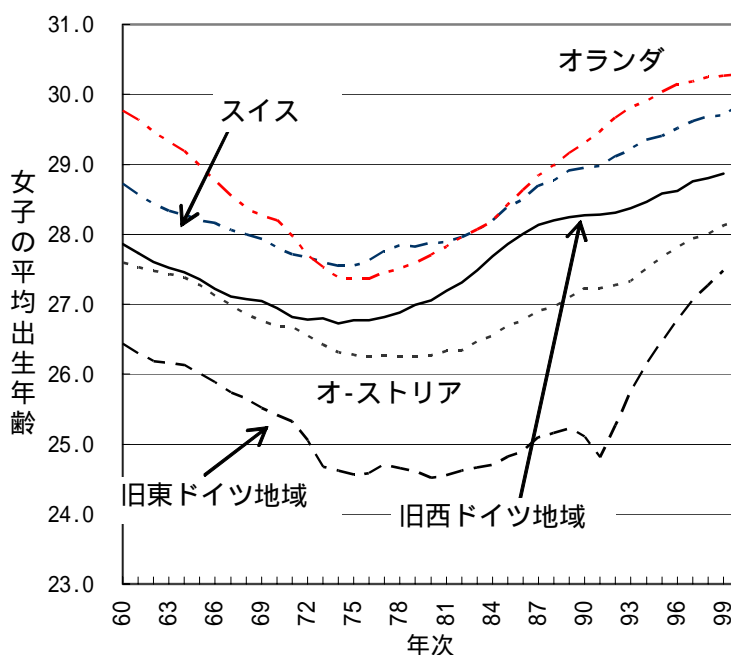
合計離婚率は1960年の15%前後から2000年の40%-45%レベルまでほぼ一貫して線形的に増加している。例外的な動きは1978年の旧西ドイツ地域と2000年のスイスの一時的低下（いずれも離婚法の改正）と、1990年-1992年の旧東ドイツ地域の、ベルリンの壁崩壊と統合後の急減（手続き遅れなど）である（図5）。

20歳－24歳（括弧内は25歳－30歳）の同棲率（Klijzing & Macura 1997）は、1992年－1995年頃で、旧西ドイツ地域 12%（14%）、旧東ドイツ地域 16%（12%）、オランダ 21%（24%）、スイス 25%（20%）、オ・ストリア 25%（21%）程度であり、スウェーデンの44%（31%）と比べ高いとはいえない。また30歳以上では、この比率はほぼ半分になる傾向がみられ、結婚同様のライフスタイルとして一般化しているとはいえない。ただし、1996年のデータ（Clearinghouse 2002）によれば、16歳-29歳で同棲生活を営む者は、ドイツ 40%、オ・ストリア 39%、スイス 40%、オランダ 46%となっており、スウェーデンの73%には遙かに及ばないものの、若者の間で、かなりの広がりを見せている。しかし全年齢では、いずれも11%（ドイツは不明）とスウェーデンの27%の半分以下に留まっている。

このように同棲が結婚にかわるライフスタイルとして定着しない背景として、同棲世帯の不安定性や有配偶と比較した場合の出生率の低さが指摘されており、ドイツーオランダ語圏では、子供を持つ場合や子供が生まれた場合には、ただちに婚姻関係に入る傾向が強いという（原 2001a）。

婚外出生割合は、ベビーブームがまだ続いていた1960年代前半は低い水準にあったが、1968年頃から一貫した上昇傾向が続いている。比較可能な1999年の婚外出生割合は、旧

図4 女子の平均出生年齢 1960年-2000年



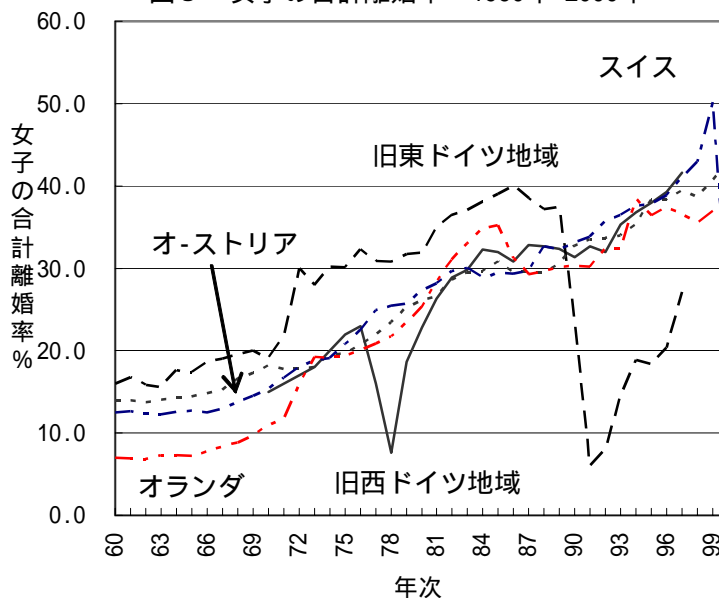
資料：Council of Europe

西ドイツ地域 17.7, 旧東ドイツ地域 49.9, オーストリア 30.5, スイス 10.7, オランダ 22.7 と, 旧東ドイツ地域とオーストリアが高く, スイスが極めて低い(図6). ドイツは東西両地域とも長期的な上昇傾向にあるが, その格差は大きく, この点に関しては将来的にも両地域が均質化することはないとみられているが, その一方, 旧西ドイツ地域では婚外出生児の約 35%, 旧東ドイツ地域では約 50% が, 出生後, 両親の結婚により嫡出子となり, 3分の1は母親と義理の父親に育てられるという(Dorbritz& Gartner 1998). オーストリアには, 大きな地域格差があり, 比較的高い婚外出生割合は, 地域農業の形態, 土地相続制度, 17世紀におけるカトリックによる反宗教改革などの歴史的背景を反映しているという(BMUJF 1999). またスイスでも1980年代から婚外出生割合は同様の増加とともに高まり始め, 1992年からは再度上昇しているが, なおヨーロッパの他の国々と比べ極めて低い水準に留まっている. オランダも1980年代から晩産化傾向とともに, かつてなら結婚していた年齢で同棲関係に入る者が増え, 婚外出生割合は急激に高まっているという(Garssen & de Beer 1999).

### 3. 避妊・中絶

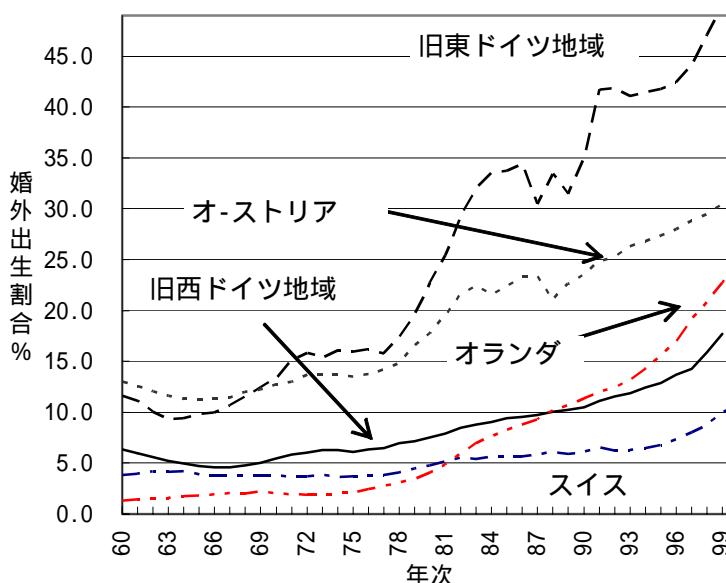
避妊は, 各国とも1960年代中頃にピルが導入された後, 急速に普及し, 現在では男女ともかなり早い時期から, ほぼ完璧なバースコントロールを実践していると報告されている. 女性の避妊手段の主流はピルだが, 若年層ではコンドームの併用が, 高年齢層で

図5 女子の合計離婚率 1960年-2000年



資料: Council of Europe

図6 婚外出生割合 1960年-2000年



資料: Council of Europe 2001

は避妊リンクの使用，あるいは避妊しない人の比率が高い傾向がみられる．

人工妊娠中絶の自由化は，旧東ドイツ地域が最も早く 1972 年，旧西ドイツ地域が 1976 年，オ・ストリアとオランダが 1975 年，スイスは州ごとに異なるが，いずれも 1970 年代以降であり，社会主義国であった旧東ドイツ地域を除き，各国とも宗教上の理由から激しい論議があった．しかし中絶率は自由化直後に急上昇した後，徐々に低下し，現在は，旧東ドイツ地域を除き，いずれも低い水準にある．

#### 4. テンポとカンタム

出生力変動をより正確に理解するには，TFR の動きを，テンポ（tempo）要因とカンタム（quantum）要因に分けて観察する必要がある．前者は，一人の女性が生涯のどの時期に（何歳で）子供を産むかという，出生のタイミングを示すもので，後者は，一人の女性が生涯に何人の子供を産むかという生涯出生力の増減を示す（福田 1999）．このため 1974 年以降の各国の TFR の動きについてテンポ・インデックス（以下 TI と略記）とカンタム・インデックス（以下 QI と略記）を算出した（大谷 1993）<sup>3)</sup>．

この結果，1974 年以降の旧西ドイツ地域の TI と TFR の動きに相似性があるのに対し，QI は 1974 年の 1.75 から 1996 年の 1.50 まで，ほぼ一貫して単調減少しており，各年次の TFR の変動はテンポ要因に強く影響されていること，また TI が常に 0.80 から 0.93 の間にあることから，1974 年以降の平均初婚年齢・出生年齢の上昇によるタイミング効果が，TFR の低下を，実際の生涯出生力の低下より大きくみせていることがわかった．

旧東ドイツ地域でも同様に TI と TFR の動きには強い相似性があるが，その値がしばしば 1 以上となる一方，QI は 1975 年の 1.83 から一貫して低下しており，1974 年から 1980 年にかけて急速に回復し，旧西ドイツ地域と大きく乖離していった同地域の TFR の動きが，1976 年頃から本格的に打ち出された出生促進政策によるタイミング効果（出生の前倒し）であったことがうかがわれる．逆に 1990 年のベルリンの壁崩壊以降の TFR の急減は，当時の政治経済的混乱によるタイミング効果（出生の先送り）であったことが確認でき，その影響が収まりつつあることがわかる．

他の地域の動きは，旧西ドイツ地域と非常に似ているが，オ・ストリアの QI は，1974 年の 1.93 から 1998 年の 1.56 まで減少，カンタムの低下が非常に大きい．これに対しスイスの TI は変動が小さく，家族政策などの影響が弱く，ほぼ一貫した晩婚・晩産化によるタイミング効果がみられる．またオランダの QI は 1974 年の 1.98 から 1999 年の 1.77 までわずかしか減少しておらず，タイミング効果が収まれば TFR が 1.7 以上の水準に回復する可能性があることがわかった．

このような出生力の変動は，各コーホートのライフサイクルに沿った動きと，各年次の影響が複雑に絡みあった現象であり，その動きを直感的に捉えることは非常に困難である．そこで，X 軸に年次，Y 軸に出生力，Z 軸に年齢を取り，グラフを 3 次元化し，同じ出生力水準を結んだ等高線を引き，これを平面に投影，等高線図を作成し，さらに年齢別出生率の高さに応じ赤から紫へとグラデーションをつけ着色してサーモグラフ（温度分布図）状に作図する作業を行った<sup>4)</sup>．

この結果，旧西ドイツ地域，オランダ，スイス，オ・ストリアとも，まず戦後の結婚ブームを反映し若年層で爆発的な出生率上昇が発生し，その後，1962 年－1963 年から高年

図7 年齢別出生率の推移（全出生）

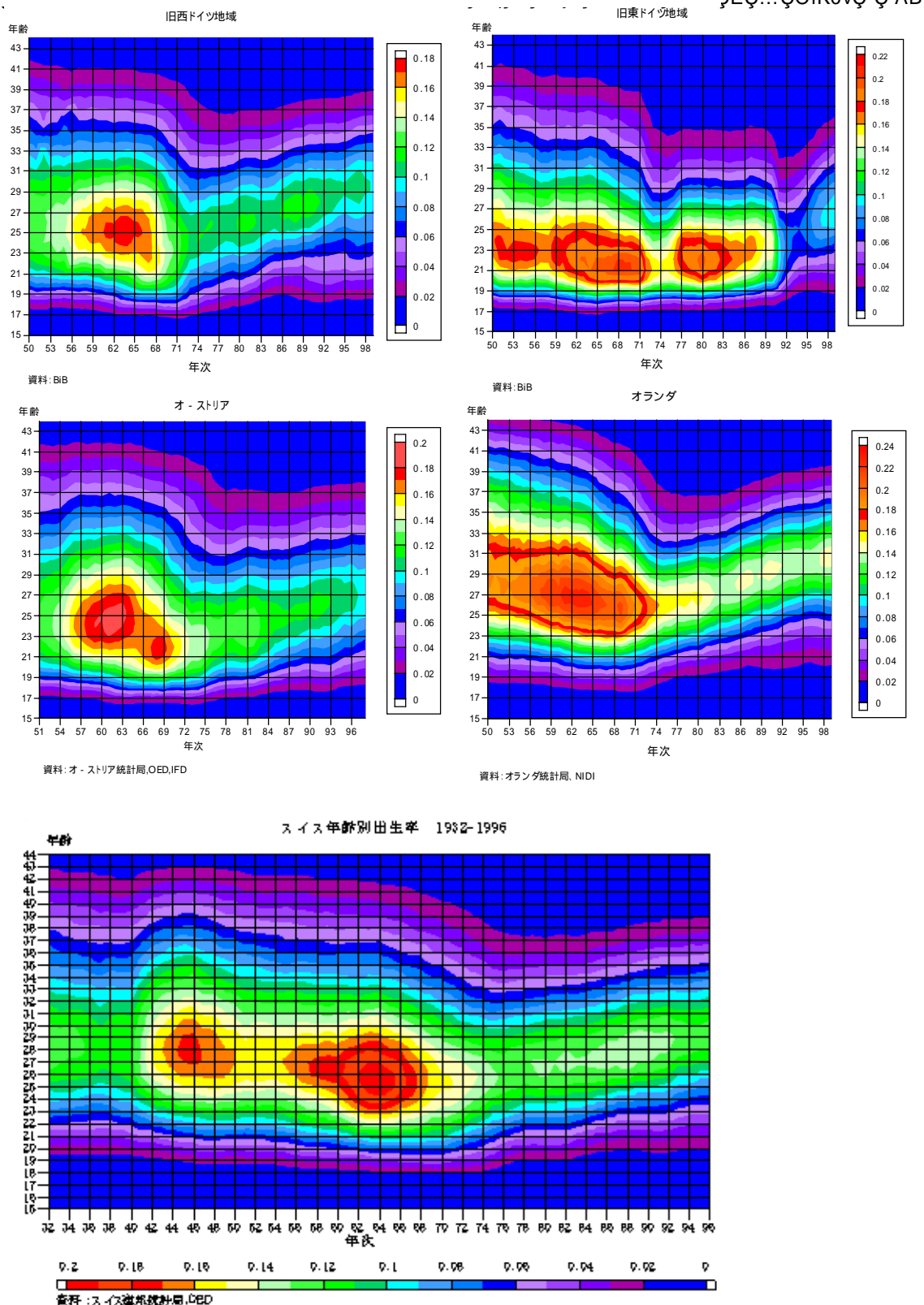
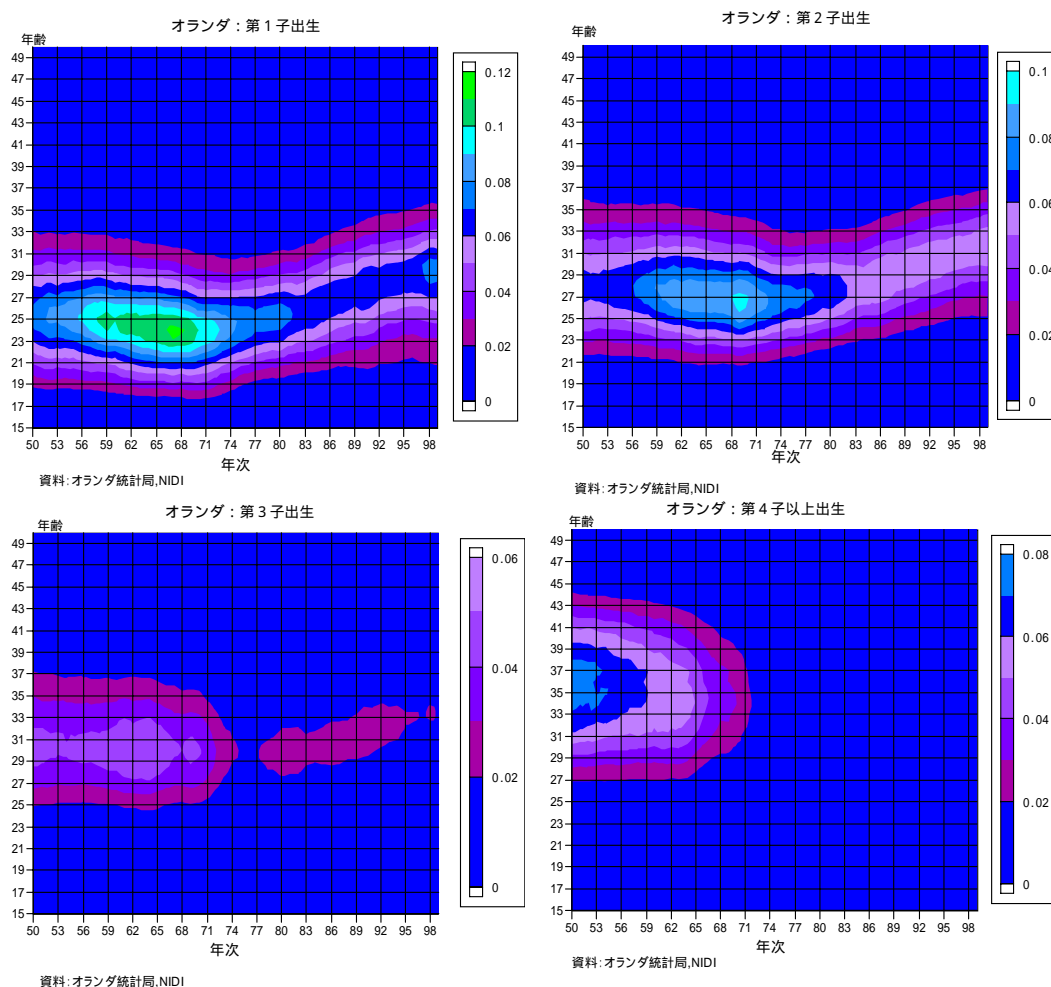




図8 年齢別出生順位別出生率の推移（オランダ）



齢で出生減退が始まり，さらに1970年代中頃から出生タイミングの先送りが起きたという共通のパターンを確認できた（図7）。例外は，旧東ドイツ地域で，体制崩壊直前までは若年層中心の出生パターンが安定していたことがわかった。さらにデータが得られたオランダについて年齢別出生順位別出生率に分解し同様の作図を行ったところ，全出生の晩産化パターンは第1子，第2子の動きを反映したものであること，1970年代初め頃から第3子以上の出生が急減したことがわかった（図8）。

#### IV. 社会経済変化

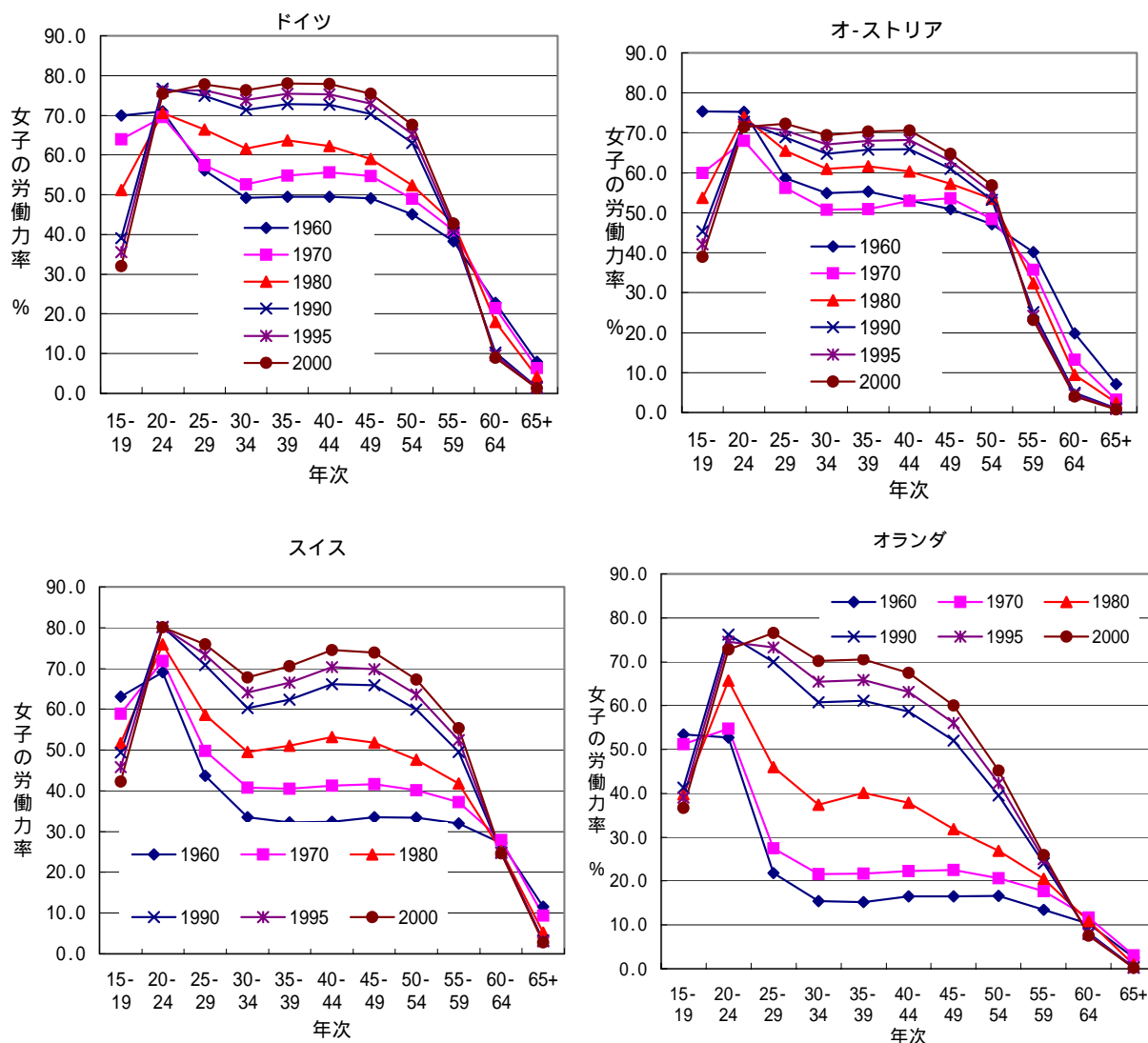
##### 1. 高学歴化

1998年現在のデータ（OECD Database 2000）を用いて，25歳－34歳と45歳－54歳の女性に占める高等教育修了者（Tertiary Education）の割合<sup>8)</sup>を比較すると，前者が後者より高く，全体として女性の高学歴化が進行していることがわかる。このうち最も高学歴化が進んだのはオランダで18.5%から27.2%へと高等教育修了者の割合が増加しており，次いでドイツが16.7%から19.0%へ，スイスが11.0%から15.2%へ，オ・ストリア

が 8.4% から 12.9% へと なっている。

また、この傾向は、非労働力人口より労働力人口で強く現れており、女性の高学歴化が労働力化と深く関係していることがわかる。とりわけ、オランダでこの傾向が強く、就業女性では 24.6% から 31.5% へと高等教育修了者の割合が増加している。

図9 女性の労働力率 1960-2000



資料: LABORSTA, Economically Active Population Estimates and Projections: 1950-2010より作成

## 2. 女性の労働力率・男女の賃金格差

1960年から2000年までの、女子の年齢別労働力率を比較する(LABORSTA 2002)と、60%・70%と高かった15歳-19歳の労働力率は、高学歴化の影響を受け徐々に低下し、1990年からは30-40%程度と低水準で安定する一方、20歳・24歳をピークに30歳・34歳まで低下していたカーブが上方に膨らみ、40歳・44歳ぐらいまで70%・80%水準に保たれるようになり、各国とも、当初のいわゆるM字型から台形状の分布へ推移して来たこ

とが確認できる(図9)。ただし、50歳以上の高年齢については、年金制度の充実を反映してか、各国とも労働力率はむしろ低下している。

各国の特徴としてはドイツが1990年以降、東西再統合の影響もあり、ほぼ完全な高原状の分布に移行し、30歳・34歳の谷が殆ど目立たなくなり、40歳・44歳ではほぼ80%近い水準となっているのに対し、非常によく似た推移を示すオ・ストリアでは、これが70%水準に留まっている点が目立つ。またスイスでは20歳・24歳のピークが80%と高いものの、30歳・34歳では2000年現在でも70%を切る水準まで下がり、4カ国の中でM字型の谷が一番はっきり残っている。オランダは、他とやや異なり、2000年現在ピークが25歳・29歳で、30歳・34歳で70%まで低下、45歳・49歳以降では60%以下となり、40歳以上での労働力率低下が著しい。

女性のパートタイム就業比率は、旧西ドイツ地域43%(1997)、旧東ドイツ地域24.0%(1997)、オ・ストリア30%(1997)、スイス55.3%(1994)、オランダ33.8%(1995)と、スイス、旧西ドイツ地域が高く、旧東ドイツ地域が低い。オランダの女子パートタイム就業比率はワークシェアリング政策が実施されている割には高くない。

また、いずれの国でも子供の有無が就業率やパート割合に関係しており、子供ありでは就業率が低く、またパートタイム割合が高まる傾向がある。とりわけスイスでは、家族を持つかどうか(子供を生むかどうか)の決断は、多くの女性にとって、仕事や就業上のキャリアに直接関係するという(Bundesamt für Statistik 1996)。

1996年から2000年までの男女の賃金格差(製造業)の推移を比較した(LABORSTA 2002)ところ、もっとも賃金格差が大きいオ・ストリアで69.1%から68.3%へ、もっとも小さいオランダで76.5%から77.5%(1999年)へと、いずれも男性の賃金より女性の賃金は低く、また格差がかなり安定していることがわかった。

### 3. 社会経済変化と出生率の関係

このように各国とも家族形成に関係しうる社会経済状況の変化が確認できるが、それらが、どの程度、結婚や出生に影響を与えているかについては議論が分かれる。

たとえば、ドイツでは、女性の高学歴化は晩婚化や未婚化に有意に作用するものの、有配偶内での子供数については、その影響は確認できないとされている(Schwarz 1999)。

オ・ストリアでは、20歳から39歳までの女性の就業率を年齢別・子供数別に比較すると、年齢や子供の有無が就業率に微妙に影響していることが確認でき、たとえば30歳から34歳層では、全体の就業率は74.4%だが、無子では88.2%と高く有子では68.7%と低い。また全体として15歳以下の子供数に応じて就業率が低くなる傾向がみられ、1子の場合には各年齢層で80%前後だが、2子になると60%前後に、3子以上では50%近くまで低下する。またパートタイム就業の割合も20歳から54歳までの就業女性で、配偶者・子供ありの場合、50%近くになるという(IFD 1999)。

同様にFFS(1992)の調査結果でも、ドイツの専業主婦率と子供数の間には明らかな関係がみられ、子供数の多い女性ほど専業主婦率が高いことが確認されている(Roloff & Dorbritz 1999)。しかし、これらの報告は、いずれも子供の有無や子供数が女性の就業状況に影響を与えるとするものであり、就業状況(あるいは女性の労働参加率の上昇)が結婚や出生に影響を与えるとするものではない。

比較的関係が明瞭とされているのは、社会経済要因と旧西ドイツ地域の無子割合の関係である。ドルブリッツによれば、無子割合と有意な正の相関があるのは、低所得、高学歴、フルタイム就業、同棲、単独世帯などで、これらの変数から無子が発生し易く、フルタイム就業・高学歴・非婚（無子割合は約 89%）と、フルタイム就業・低所得・非婚で（同約 65%）の二つの女性グループを抽出できるとしている（原 2000b）。しかし、これも、ある時点における両者の関係を示すに過ぎず、時系列データにより相関関係が確認されたものではなく、上述の二つの社会経済階層の増加が、どの程度、旧西ドイツ地域の無子割合の増加（そして全体の出生力低下に）に寄与したかは不明である。

## V. 家族政策

### 1. 家族政策の背景と基本的な考え方

各国の家族政策の背景と基本的な考え方には、それぞれの歴史的・文化的・政治的状况が強く反映されており、その相違が目立つ。

ドイツでは、ナチス政権下に実施された人種主義的かつ強権的な人口・家族政策への嫌悪と反省が根強く残っており、出生促進的な家族政策はタブーとなっている。このため、旧西ドイツ地域（および統一後のドイツ）の家族政策では、基本的なスタンスとして国家は結婚と家族に対する助成的機能を果たすのみで、個人的領域への介入は極力抑制する形になっている。ただし、当初は有子家庭と無子家庭の「家族負担の調整」など、主として専業主婦家庭への家族形成支援策に重点が置かれていたが、1970年代に入ると社会的変化を反映し、中絶の自由化、離婚法の改正、婚外子の法的地位の改善など、伝統的な家族モデルから多様な家族モデルの支援へと流れが変わって行き、さらに1980年代以降は育児休業制度と育児手当を充実させるなど、家族生活と職業生活の調和をはかる施策に重点が移ってきている（原 2000a, c）。

これに対し旧東ドイツ地域では、ナチス政権下の人口政策にかわり、社会主義国家建設のスローガンのもと1976年頃から強力な出生促進政策が打ち出された。ただし、この政策は、主として労働力不足の解消を目標に、女性の労働参加を進めるとともに、将来の労働力確保の手段として出生力強化をはかるもので、家族政策というよりは労働政策としての性格を持っていた。この結果、旧東ドイツ地域では、高い有配偶女子の就業率、全日制の保育施設の充実などが実現したが、その反面、母子家庭へのアパート優先割当が婚外出生割合を高めたり、保育所入所における有配偶者への優遇策が結婚・出産年齢を低く留めるなど、その影響が再統一後も残っている（Hohn 1997）。

オーストリアもナチス政権下で人種主義的人口・家族政策を体験しており、出生促進的な家族政策に対する反発は大きい。しかしドイツとは異なり、希望子供数と合計特殊出生率の格差、経済・福祉への将来的影響という点で低出生力への懸念を認めている。このため家族政策には積極的で、有子家庭の経済的負担の軽減や、家族生活と職業生活の調和をめざし様々な施策を打ち出しており財政的支出も大きい。しかし、その一方、1929年の憲法草案の挫折以降、夫婦と家族に関する条項を憲法に明記する試みに失敗しており、頻繁な制度改定や制度の複雑化による混乱、婚姻などへの副次的影響も観察される（原 2001b）。

スイスは第二次大戦中も中立を保ったこともあり、ナチス政権下の人口・家族政策を体験することはなかったが、逆に自由主義的伝統、カントンに基づく連邦制、直接民主主義、地域ごとに異なる民族性などの関係から、結果的に家族政策に関して極めて消極的な国となっており制度的にも遅れている。また各種資料から受ける印象として、少子化に対する懸念は確かにあるものの、むしろ外国人労働力や移民政策に対する関心が高い。

オランダは、狭い国土と高い人口増加率、その結果としての高い人口密度という問題意識が伝統的に強く、人口政策に対するタブーはないが、その視点は人口抑制的である。このため1960年代後半まではいかに適正人口を達成するかが真剣に議論されてきた(Beets and Nimwegen 1999)。また現在の家族政策も一定の出生力水準の維持・達成を目標とするものではなく、希望子供数と合計特殊出生率の格差を問題にしており、このために家庭と仕事の両立がめざされている。とりわけ1982年の政・労・使による「ワッセナー合意」の成立以降、パートタイム労働を推進し「ポルダーモデル」の確立をめざしているが、これは労働政策ないしは経済政策としてスタートし、結果的に男女共同参画社会の実現などの家族政策に繋がってきたものといえよう。このため子供は家庭で育てるものという伝統的な考えは殆ど変化していないという(Nimwegen 2001)。

## 2. 出産・育児休業制度

出産休業はドイツが14週とやや短いですが、オーストリア、スイス、オランダは、いずれも16週となっており、スイス以外は100%休業補償があり、取得率も100%に達している(スイスは不明)<sup>6)</sup>。

育児休業は、ドイツが36ヶ月(満3歳まで)、オーストリアが36ヶ月、オランダが夫婦で各6ヶ月となっており、スイスはないが、かわりに子供が満8歳になるまでパートタイム就業の権利を保障している。ドイツは24ヶ月(満2歳)まで有償、オーストリアも有償だが、いずれも所得制限がある。オランダは原則無償である。女性の取得率はドイツが96%、オーストリアも極めて高いが、オランダは40%と両国に比べ低く、ワークシェアリング制度の影響がうかがえる。しかし、各国とも男性の取得率は極めて低く、取得者に占める女性の割合はドイツが97.5%、オーストリアは99%となっている(オランダの数値は不明だが、男性の取得率9%から考え、両国よりはやや低いと思われる)。

## 3. 公的保育サービス

国ごとに相違はあるが、公的保育は共通して制度・施設の整備が遅れている(例外は旧東ドイツ地域)。また各国とも保育所より幼稚園の整備が優先されており、幼稚園が実質的に保育所の役割を担う形になっている。このような公的保育整備の遅れの背景には、各国とも、3歳未満の育児は、家族の私的領域に属するものとの考えが根強くあるといわれている。

小学校はドイツ、オーストリアが午前授業で、年間授業時間数も525時間、630時間(7歳)と短く給食は希であり家庭にかかる負荷が大きい。この点、オランダは、午前・午後授業で年間授業時間数も880時間(7歳)と長く、給食サービスもあり、ワークシェアリング制度の影響がうかがえる。

#### 4. 扶養控除・児童手当などの経済支援

有子家庭の経済的負担を軽減するための措置は、ドイツ、オーストリアが極めて豊富で、出産手当、母親手当（母性保護期間）、育児手当（育児休業期間）、児童手当、児童扶養控除、教育控除、高等教育支援など多岐にわたり金額も大きい（原 2000a・2001b）。

これに対しスイスは家族手当（ただし就業者のみ）はあるものの、教育費の控除は全く認められていない。またオランダは年齢別の児童手当か扶養控除のいずれかが利用可能だが育児休業手当はなく、ドイツ、オーストリアほど充実しているとはいえない。

#### 5. 家族政策と出生率の関係

このように各国の家族政策は多様であるが、その一方、出生動向には著しい相似性があり、少なくとも家族政策が長期的な出生動向に影響を与えたとは考えにくい。ただし短期的な影響という点ではいくつかのケースが確認できる。

まず家族政策の影響がもっとも顕著なのは、旧東ドイツ地域における 1974 年以降の TFR の動向である。旧東ドイツ地域の TFR は 1974 年から 1980 年にかけて急速に回復し、旧西ドイツ地域と大きく乖離していった。これは旧東ドイツ地域で、1976 年頃から本格的な出生促進政策が始まり、第三子出生による返済免除がある結婚資金貸付制度（妻が 28 歳未満に限る）、出産補助金、有給産児休暇、児童手当の支給、母親の労働時間の短縮、保育制度の充実、住宅の安価な提供などの施策が次々と導入されたことによる。とりわけ 1 歳以上のすべての子供について、保育所、幼稚園、全日制学校、週末・休日のキャンプなど公共育児体制が完備したことは、母親の就労に大きく貢献したという（ヒョーン 1997）。しかし、この強力な政策によっても旧東ドイツ地域の出生力を再生産水準まで回復させることはできなかった。実際、この時期の出生率の上昇の大部分は、出生の前倒しによるタイミング効果によるものであり、生涯出生力の低下傾向に変化はなかった。

また政権末期・崩壊後の反動の大きさからもわかるように、政策効果を恒常的に維持するには相当に無理のあるものであったという。この意味で旧東ドイツ地域における家族政策の展開は、その政策効果の有効性を証明するものというより、むしろその限界性を示すものとして理解されるべきであろう。だが、その一方、この強力な家族政策は、再統合後 10 年以上が経過した今日においても、比較的低い平均初婚年齢・平均出生年齢、高い婚外出生割合・人工妊娠中絶率という形で痕跡を留めている。

旧東ドイツ地域ほどではないが、旧西ドイツ地域でも 1981 年前後を中心に家族政策の影響によるタイミング効果が確認できる。この期間は 1975 年から 1982 年まで社会民主党と自由民主党（FDP）の第 2 次連立政権下で、より寛大な児童手当の導入があった時期と、その後 1982 年末にキリスト教民主同盟 / 社会同盟と自由民主党による保守連合政権が誕生し 1985 年まで家族政策が緊縮財政時代に入った時期にちょうど対応している。しかし、これも生涯出生力の低下傾向を変えるものではなかった（原 2000a）。

家族政策が婚姻率に影響を与えた事例としてはオーストリアの例が興味深い。すなわち、同国の合計初婚率は、1972 年、83 年、87 年に一時的な急増・急減を記録したが、これらは、1972 年 1 月から結婚補助制度が導入されたこと、1984 年 1 月から、この制度が廃止されるとの噂が流れたこと、さらに 1988 年 1 月から実際に廃止されたこと（BMUJF1999）による。しかし、これらの制度変化の影響は、単に年次変動を引き起こしただけであり、

生涯婚姻率や出生力に与えた影響は確認できない。

スイスでは、家族政策自体に極めて消極的であること、またカントンごとに異なることもあり出生率への影響は確認できない。ただ非常に高い国際人口移動率や、スイス国籍と外国籍の母親の合計特殊出生率の格差などからみて、家族政策より移民受入政策の動向が出生力水準に与える影響が大きいのではないかと推測される。

オランダは、家族政策ではなく、むしろ社会福祉・労働政策としてワークシェアリングを推進しているが、これが出生力に与えた影響は確認できない(Nimwegen 2001)。

## VI. ドイツ語圏諸国の特徴と日本の家族政策への含意

ドイツ語諸国圏の出生率の歴史的推移には、戦前の経済不況期での低下、戦後、やや遅れて始まったベビーブーム、1962年・66年からの急減、1975年以降の長期低迷(旧東ドイツ地域を除く)など明らかな共通性がある。スイスの年齢別出生率の長期推移(図7)から推察されるように、この地域では、すでに1935年以前に再生産レベルを切るか、それに近いところまで少子化が進んでいたが、第二次世界大戦前後のベビーブームにより、この長期的傾向が一時的に攪乱されたと考えられる。

とりわけ、戦後は、当初、先延ばしされた高年齢・高順位の出生が実現されるとともに、これに結婚年齢の低下が加わり、低年齢・低順位での出生も増加し、1964年頃まで爆発的なベビーブームが発生した。しかし、これも、すでに戦前に定着していた小家族規範を越えるものではなく、戦後、早婚早産化した世代が高年齢・高順位の出生に近づくとつれ収束したと考えられ、事実、年齢別順位別出生率データが得られたオランダをみる限り、1960年代の中頃から、第3子、第4子以上の出生率が急速に減退している。この1964年前後からの出生率の急速な低下にピルの広範な普及が作用したことは間違いがないが、その背景には、やはり高順位の出生増加を抑制する、戦前からの歴史的・文化的制約があったいえよう。そしてピルの利用が低年齢にまで広がり、ほぼ完全なバースコントロールが定着することにより、小家族規範の早急な実現を回避する行動が一般化し、これが1975年以降の晩婚・晩産化となって定着していったと考えられる。

しかし、この晩婚・晩産化傾向は、ほぼ100%に近い完全なバースコントロールを前提とするため、戦前とは異なり多子家族の事実上の消滅と無子割合の増加という形で合計特殊出生率を再生産水準より遙かに低いレベルに留める結果となり、1975年以降の出生力の長期低迷を生むことになったと思われる。

興味深いのは、この地域の同棲率や婚外出生割合が北欧などと比べ低いこと、またFFS調査でも子供が小さいうちは母親が面倒をみるという、結婚-子育て規範の強さが目立つ点で、これらの要因が結果的に結婚・出生を抑制する方向に作用していると考えられ、日本の少子化との共通性がうかがえる。

社会・経済的要因についても、女子の高学歴化、就業率の上昇が続く一方、高学歴ほど結婚年齢が高く、また女子の有配偶や有子の場合に就業率が低く、パートタイム就業の割合が大きいこと、男女の賃金格差が固定的であることなど、日本と共通する点が多くみられる。しかし、これらの要因が直接、少子化に影響を与えているかは確認できず、逆に先に述べた結婚-子育て規範の強さが、女性の就業形態を規定しているとの印象が強い。

すでにみたように、この地域の家族政策は各国で多様であるが、共通する点は、政策の基本に、やはり強い結婚・子育て規範の影響がみられる点で、とりわけ0-3歳児の家庭外保育については、幼稚園の保育園化が進むものの、母親の就業を前提とした対応は取られておらず、また育児休業制度も子供が小さい間、母親が育児に専念できるようにすることを前提としている。実際、各国とも男性の育児休暇取得促進に力を入れているが取得率は極めて低い。

日本の家族政策への含意として、これをどう捉えるかは難しい問題だが、分析を通じて、各国の家族政策は、むしろ、その国の結婚・子育てに対する文化的・社会的規範を強く反映したものであり、それらとの整合性は避けられず、前者が後者を変化させることは期待できないとの印象を受けた。また、この地域の事例をみる限り、家族政策が出生率に短期的なタイミング効果を与えることはありうるが、その効果の持続は難しく、さらに旧東ドイツ地域のように、何らかの事情で政策遂行が困難になった場合には大きな反動が起きる危険性も認識しておく必要があるだろう。

最後に、この地域の出生力の今後について考えると、各国とも1975年以降の晩婚・晩産化によるテンポ効果は収束しつつあり、これは出生スケジュールの高年齢へのシフトが完了しつつあるか、あるいは、もはやコーホートの完結出生力水準に大きく作用しない段階に到達しつつあることを示している。本稿で試算したカンタム・インデクスも、1996年現在でオランダが1.8、スイスが1.7、ドイツが1.5、オ・ストリアが1.6となっており、テンポ効果が完全に収束すれば再生産水準には及ばないものの、各国の合計特殊出生率が将来的にこれらの水準まで回復する可能性は十分あると思われる。

謝辞：調査にあたっては、BiBのS.Hohn, J.Dorbritz, IFDのR.Gisser, チューリヒ大学のB.Fux, NIDIのN.Nimwegen, G.Beets, E.van Imhoff, INEDのJean-Paul Sardonほか、多数の方々のご協力を得た。末尾ながら改めて謝意を表す。

## 註

(1) 本稿は厚生科学研究費(課題番号H-11-政策-008)総合報告書(平成11年度-13年度)『先進諸国の少子化動向と少子化対策に関する比較研究』の「第二部 地域・言語圏別研究 ドイツ語圏諸国」pp.201-251をベースに論文化した。図表など大幅に割愛したのもあり、詳細については報告書を参照されたい。

(2) 以下、特記していない数値はCouncil of Europe 2001による。各指標の定義も同様。

(3) 各国の研究所により得た年齢別出生率とCouncil of Europe 2001のコーホートの完結出生率とを用いた。なお年齢別出生率の最新年次が各国で異なるため計算範囲は共通のデータが得られた1974年-1996年に限定した。

(4) DeltaGraph 4.5 Macintosh版の塗りつぶし等高線グラフを利用、ぼかし機能で一次ぼかしを赤から黄色、二次ぼかしを黄色から青に指定し域値を0.14に設定した。

(5) ここでいう高等教育修了者はISCED 5A/6, ISCED 5Bにあたる。OECD Database 2000より該当する数値を抽出し加工した。数値は最終学歴Educational Attainmentなので在籍経験者の割合はより高いと考えられる。



( 6 ) 以下 , 主として Clearinghouse 2002 による . 施策の詳細は総合報告書を参照 .

## 文献

- Beets,G. and N.van Nimwegen ( 1999 ) ギース=ベーツ , ニコ=ファン・ニンペーゲン , 福田亘孝訳「オランダの人口問題」『人口問題研究』第 55 巻 3 号 , pp.27-51.
- BMUJF:Bundesministerium fur Umwelt, Jugend und Familie ( 1999 ) Zur Situation von Familien und Familienpolitik in Osterreich 4.osterreichischer Familienbericht Band 1,Wien, BMUJF
- Bundesamt fur Statistik(1996) Bevolkerung und Gesellschaft im Wandel - Bericht zur demographischen Lage der Schweiz, Bern, Bundesamt fur Statistik.
- Clearinghouse on International Developments in Child, Youth and Family Policies at COLUMBIA UNIVERSITY ( 2002 ) <http://www.childpolicyintl.org/>
- Council of Europe ( 2001 ) Demographic development in Europe 2000(CD-ROM).
- Dorbitz, J.and K. Gartner ( 1998 ) " Bericht 1998 uber die demographische Lage in Deutschland mit dem Teil B", Zeitschrift fur Bevolkerungswissenschaft, JG 23, 4-1998, pp. 373-458.
- Garssen, J.and J. de Beer (ed.) ( 1999 ) Statistics Netherland, Voorburg/Heerlen IFD(Hrsg.), Tazi-Preve,I.M., J. Kytir, G.Lebhart und R. Munz (1999)\_Bevolkerung in Osterreich,Wien, Institut fur Demographie (IFD)
- 原 俊彦( 2000a)「ドイツの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』北海道東海大学, 第 13 号, pp.149-175.
- 原 俊彦 ( 2000b)「ドイツにおける無子の広がりとその背景」『人口問題研究』第 56 巻 4 号, pp.70-87.
- 原 俊彦 ( 2000c)「ドイツの家族政策の特徴と受容」『現代社会学研究』北海道社会学会, 第 14 巻, pp.73-93.
- 原 俊彦( 2001a)「旧西ドイツ地域における同棲の広がりとその要因」『家族社会学研究』第 13 巻 1 号, pp.87-97.
- 原 俊彦 ( 2001b)「オ・ ストリアの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』北海道東海大学, 第 14 号, pp.141-165.
- Hohn,C. ( 1997 ) シャルロッテ = ヒョーン「ドイツにおける出生率及および家族政策一つから二つ , 二つから一つのドイツの体験ー」『人口問題研究』第 53 巻 2 号 ,pp. 1-15.
- 福田亘孝 ( 1999 )「日本における第一子出産タイミングの決定要因」『人口問題研究』第 55 巻 1 号, pp.1-19.
- Klijzing E. and M.Macura ( 1997 ) " Cohabitation and Extra-marital Childbearing:Early FFS Evidence", In:IUSSP, International Population Conference Beijing 1997,Vol.2, pp.885-901.
- LABORSTA ( 2002 ) ILO database on labour statistics,<http://laborsta.ilo.org/>
- Nimwegen, N. Van, M. Blommesteijn,H. Moors,G.Beets ( 2001 ) " Late motherhood in the

Netherlands: current trends, attitudes and policies", NIDI  
OECD Database ( 2000 ) Education at a Glance(CD-ROM), OECD Publications.  
大谷憲司 ( 1993 ) 『現代日本出生力分析』 関西大学出版部.  
Roloff, J.und J. Dorbritz(Hrsg.) ( 1999 ) Familienbildung in Deutschland Anfang der  
90er Jahre- Demographische Trends, individuelle Einstellungen und  
sozio-ökonomische Bedingungen, Schriftenreihe des BIB Band 30, Leske+Burdich  
Schwarz,K. ( 1999 ) " Bedeutung der Berufsbildungsabschüsse für Verheiratung und  
Kinderzahl der Frauen und Männer in den alten Bundesländer", Zeitschrift für  
Bevölkerungswissenschaft, Jg.24,2/1999,pp.213-226.

